

利用契約書

事業者： 医療法人医徳会 ケアプランセンターさつき

様（以下「利用者」という）とケアプランセンターさつき（以下「事業所」という）は、事業所が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、中立公正な立場から、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

1. この契約の有効期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日の7日前までに利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合は、この契約は自動更新され、その後も同様とします。

第3条（介護支援専門員）

1. 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者への居宅介護支援サービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を通知します。

第4条（要介護認定等の申請に係る援助）

1. 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第5条（居宅介護サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、利用者及びその家族の意思を十分尊重し、速やかに居宅サービス計画を作成します。

1. 利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
2. 利用者の居宅サービス区分ごとの支給限度額を説明した上で、その地域における居宅サービス事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にもサービスの選択を求めます。
3. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
4. 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
5. 居宅サービス計画の原案に基づいたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ます。
6. その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第6条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

1. 利用者及びその家族との継続的に連絡を取り、計画実施状況の把握に努めます。
2. 居宅サービス計画の目標に沿って居宅サービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
3. 利用者の状態について定期的に課題分析を行い、状況の変化等に応じて居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更申請等の必要な援助を行います。

第7条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、利用者にも介護保険施設の紹介その他の必要な援助を行います。

第8条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第9条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

第10条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
2. 利用者は、前項の記録を閲覧することができるとともに、その複写物の交付を受けることができます。
3. 事業者は、この契約の終了に伴い、利用者から申し出があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

第11条（料金）

この契約書に基づき、事業者が提供する居宅介護支援に関する料金は、重要事項説明書のとおりです。

第12条（契約の終了）

1. 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約満了の1月前までに利用を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
この場合、事業者は他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者又はその家族に提供します。
3. 事業者は、利用者又はその家族の不相当な行為により双方の信頼関係が著しく損なわれ、改善する見込みがなく契約の継続が困難となった場合、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
4. 次の事項に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援1・2と認定された場合
 - ③ 利用者が被保険者資格を喪失した場合

第13条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置するとともに担当者を明示し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに関する利用者の相談、苦情などに対し、迅速かつ適切に対応します。

第14条（個人情報の保護）

1. 事業者は利用者個人の情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
2. 事業者が得た利用者の個人情報については、居宅サービス計画の作成や計画に位置付けた指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連携調整等以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族またはその代理人の了承を得るものとします。

第15条（秘密保持）

1. 事業者の介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしたりしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第16条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

第17条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第18条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第19条（本契約に定めない事項）

1. 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第20条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【契約者氏名】

事業者名： 医療法人医徳会 ケアプランセンターさつき （宮城県知事指定 0471400580 号）
住 所： 東松島市小松字上浮足182-11
管理者名： 高橋 和枝

【利用者】

住 所： _____

氏 名： _____ (印)

【署名代行者】

住 所： _____

氏 名： _____ (印)

個人情報の利用に関する同意書

私及びその家族の個人情報については、次に掲載するところにより必用最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 利用期間

居宅介護支援サービス提供に必要な期間及び利用契約締結期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における要介護（支援）認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わるサービス計画を立案し、円滑にサービスを提供するために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 介護等のサービス提供事業者、他の介護支援専門員、医療機関、自治体、保険者、その他サービス提供に必要な関係機関及び団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合、または医療機関の受診及び入院が必要な場合及び主治の医師並びに歯科医師等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者に提供する居宅介護支援事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政が開催する評価会議及びサービス担当者会議等の会議のため
- (7) その他居宅介護支援サービスの提供において必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する報告及び連絡並びに相談等のため

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外に決して利用しない。
また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後及び利用契約終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方について経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

医療法人医徳会 ケアプランセンターさつき 様

【利用者】 住 所： _____

氏 名： _____ (印)

【署名代行者】 住 所： _____

氏 名： _____ (印)

【利用者家族代表】 住 所： _____

氏 名： _____ (印)